

北上市告示甲第124号

北上市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成25年北上市告示甲第35号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月27日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（助成対象児） 第2 〔略〕 <u>2 前項の規定にかかわらず、対象児の保護者（以下「申請者」という。）及びその属する世帯の世帯員のうちいずれかの者について、助成の申請を行う当該年度分（4月から6月までの間にあっては、前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）第29条第1項第2号に規定する市町村民税所得割額が46万円以上である場合は、助成の対象としないものとする。ただし、この所得割を計算する場合には、扶養親族の所得控除にあっては、地方税法の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用するものとし、地方税法第314条の7、同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。</u> （助成の申請）	（助成対象児） 第2 〔略〕 （助成の申請）

第5 この事業の助成を受けようとする対象児の保護者は、難聴児補聴器購入費等助成申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

様式第1号（第5関係）

[略]

申請者 住所
氏名
(個人番号：)

[略]

対象児	氏名	個人番号：	[略]
	[略]		
[略]			

様式第3号（第6関係）

[略]

[略]						
希望する補聴器	[略]					
世帯員の課税状況	世帯員	氏名	続柄	課税区分	市町村民税所得割額	備考

第5 この事業の助成を受けようとする対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、難聴児補聴器購入費等助成申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

様式第1号（第5関係）

[略]

申請者 住所
氏名

[略]

対象児	氏名		[略]
	[略]		
[略]			

様式第3号（第6関係）

[略]

[略]	
希望する補聴器	[略]

				<u>課税</u>	<u>非課税</u>		
				<u>課税</u>	<u>非課税</u>		
				<u>課税</u>	<u>非課税</u>		
				<u>課税</u>	<u>非課税</u>		
				<u>課税</u>	<u>非課税</u>		
				<u>課税</u>	<u>非課税</u>		
				<u>課税</u>	<u>非課税</u>		
				<u>課税</u>	<u>非課税</u>		
市町村の 意見	[略]						

市町村の 意見	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。